

第5回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成22年2月8日(月) 警察庁会議室	
委員	委員長 水谷 章(公認会計士・税理士) 委員 竹谷 智行(弁護士) 委員 松村 敏弘(東京大学社会科学研究所教授)	
抽出案件	10件	平成21年度上半期契約から抽出
競争入札 (物品役務等)	6件	契約件名: 鑑定用試薬
		契約件名: 機動隊グラウンド改修工事
		契約件名: プローブMOC S用装置1式
		契約件名: APR形移動用無線機(APR-ML1) (10)外2点
		契約件名: 被害者支援車(着脱式机付)外3点
		契約件名: 無線警ら車外1点
随意契約 (物品役務等)	4件	契約件名: DNA検査キット
		契約件名: 複写機賃貸借1式
		契約件名: ユニットハウスの借り上げ
		契約件名: 軽自動車検査情報の提供
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

意見・質問	回答
<p>〔 案件 1 〕 DNA検査キット</p> <p>今回の調達は、三重県では契約業者しか扱えないものなのか。</p> <p>DNA検査キットは、この製品に限定されるのか。</p> <p>限定的な製品であるにもかかわらず、定価以下で買える理由は何か。</p> <p>他県の購入状況はどうか。</p> <p>DNA検査キットは、多くの会社が製造している印象があるが、これ以外同等、同品質の製品は市場には存在しないということか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>警察庁から機器及び試薬が指定されているので、製品は限定される。</p> <p>購入数量に応じた値引きがあり、定価以下となった。</p> <p>中部管区内を調査したが、購入数量に応じて、価格が安くなるなど購入価格は一律ではなかった。</p> <p>他にも製品はあると思われるが、現在、警察庁の鑑定方法は、ICPOのデータベースで登録している座位（検査する場所）と整合を図っているため、限定的な製品の調達となっている。</p>
<p>〔 案件 2 〕 鑑定用試薬</p> <p>これは、案件 1 と全く同じ調達で、京都府内に代理店が 1 軒しかないものか。</p> <p>それでは、何故競争入札の形態を取ったのか。</p> <p>公告の方法はどのようにしているか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>京都府以外にも近畿圏で大阪に 1 者同製品を扱う会社があるので、全く競争の余地が無いわけではないことから、競争入札とした。</p> <p>掲示と閲覧の両方でやっている。</p>

ホームページでは見られないのか。

各県で調達するよりも、まとめて警察庁で調達した方が経済的、効率的ではないか。

〔 案件3 〕

機動隊グラウンド改修工事

このような特殊性のない工事において、もっと競争性のある契約にする工夫はないのか。

特殊性のない工事で1者しか応札していないというのは、非常に目立つ。最大限努力した上での結果であることを説明できることが発注者責任である。

落札情報はホームページ上で公表されているとのことであるが、入札情報はどのようにしているか。

〔 案件4 〕

プローブMOC S用装置

この装置は、特殊な装置であるということだが、複数の者が参入する余地はないのか。

警視庁で調達する仕様もまったく同

現段階では、ホームページでは見られないが、今後、ホームページで公表していくことを考えている。

この製品は、試薬であるため、有効期限が短い。したがって各県毎に使用する量が違うため、使用頻度に応じて各県で計画的購入する方法を採っている。

いずれにしても、案件1と案件2において、契約方法に差が生じていることを踏まえ、今後、競争性を高めるための見直しをしていきたい。

競争参加資格の特例として級別格付を直近上位または直近下位まで広げることが可能であるので、工夫の余地はある。

今後、なるべく応札業者を増やす工夫をしていきたい。

掲示板への掲示と地元業界新聞に公告を掲載している。

今回は神奈川県と警視庁で実施されるモデル事業で必要となる装置であるが、交通管制の業務に携わる業者であれば参入できる。

基本的には、警察庁がモデル事業を行う

じものか。

契約業者のほか2者に仕様書を交付しているが、入札に参加しなかった理由は確認しているか。

今後、他県で調達する際、今回契約した業者と同じになるのか、それとも他の業者が参入してくる余地はあるのか。

〔 案件5 〕 複写機賃貸借

前年度に一般競争入札で契約をし、本年度は同額で随意契約をしているということだが、契約は単年度であるにもかかわらず、3カ年が契約条件に入っていたのか。

何故3カ年の賃貸借契約を結ばないのか。

単年度契約よりも複数年契約を結んだ方が、単位月あたりの単価が安く済むのではないのか。

〔 案件6 〕 ユニットハウスの借り上げ

供給者による物件の借り上げによってのみ目的が達成できる理由は何か。

ための仕様書を作成し、警視庁、神奈川県において、実状のシステムに合わせた仕様書を作成する形となるので、全く同じではない。

コスト・時間がかかるため、自社では対応できない等の理由で不参加と聞いている。

基本的には、交通管制センターに上位装置を納入している業者が全国に9社ほどあるので、能力的には参入が可能である。

前年度契約の際、「特段の理由がない限り解除しない」との条件を付して3カ年を前提に契約している。

予算計上が単年度であり、予算上複数年契約が結べる国庫債務負担を計上していないため、単年度契約となっている。

3カ年を前提に単年度契約しているため、複数年契約と金額の差異はないものであるが、現在、見直しにより、複写機をはじめコンピュータのリースなど国庫債務負担による複数年契約を一部始めているところである。

当該物件は、地盤が悪いことから基礎工事を行い、設置したものであり、取り壊し

設置の費用がかかり過ぎて、他の業者に依頼できないということが随意契約の理由か。

単年度毎の賃貸借契約になっているのは予算上の制約ということか。

撤去する際の経費は、業者が負担するのか。

ユニットハウスはどのくらい使えるのか。

[案件7]

APR形移動用無線機（APR - ML1）（10）外2点

システム構築自体も無線機調達業者か。

過去に別の業者が納入した実績はあるのか。

落札者の決定方法である総合評価落札方式とは何か。

どのように点数付けしているのか。

て、新たに建て直すことは時間及びコストの問題があり、他に代替する手段がなかったことによるもの。

そのとおり。

予算上の制約もあるが、当該物件の使用期間が不明確なことから、単年度契約にせざるを得ない。

別契約になる。

4～5年と言われている。長期間の使用は好ましくないようだ。

システムには3者が係わっている。

当該無線機については、整備当初から同一の業者が受注している。

入札金額だけでなく、技術力等も考慮した落札方式である。仕様に示す項目をすべて満たした際に与えられる基礎点部分と、加点的要素に対して与えられる加点部分を設け、業者から提出された総合評価に関する書類を基に、警察庁で評価を行い、当該評価の結果を点数化し、これを入札額で除した値により落札者を決定するものである。

本案件では、基礎点は1000点、加点

基礎点を満たしていれば、合格ということか。

ある程度整備が進むと、他の業者が入札に参加する余地がないのか。

事情は理解できるが、仕様書交付業者及び入札参加業者が1者では、世間的に理解が得られにくく、次は「仕様に問題がないのか」という議論になるが、こうした状況をどのように考えているのか。

〔 案件 8 〕

軽自動車検査情報の提供

公募とは官報に掲載するのか。

実質的に、現行の契約業者以外は情報の提供ができないのか。

この委員会で解決できることではないが、公益法人との随意契約以外に情報を得る手段がないという構造が問題である。

〔 案件 9 〕

被害者支援車（着脱式机付）外3点

仕様が特殊な車両ではないのか。

前回の落札業者も同じか。

は150点としている。

そのとおり。

新規参入者は新たに製造ラインを作らなければならないため、コスト面で参加しにくいのではないかと思われる。

仕様については、意見招請により意見を取り入れる機会を設け、特定業者に有利な仕様書にならないよう努めているところであるが、指摘のとおり、1者応札には問題意識を持っており、引き続きできるだけ競争性を高めるように努めたい。

警察庁の掲示板とホームページに掲載している。

現在、軽自動車検査協会の承認を得ているのは当該業者のみであるが、承認を得た者が他にいれば、2者で競争させることも可能である。

今後、公益法人のあり方について、見直しが入るかも知れないので、そうした動向を踏まえて適切に対処したい。

特別な装備の車両ではなく、ベースとなる車両は各社生産している。

そのとおり。

<p>不落随契になると、仕様を落とすことはあるのか。</p> <p>[案件10] 無線警ら車外1点</p> <p>特殊な仕様はあるのか。</p> <p>仕様は落札した業者に有利な内容となっていなかったか。</p> <p>車両の契約台数が非常に多いが、業者毎に棲み分けて契約していることはないのか。</p> <p>納期が短いということはないか。</p> <p>更新台数が多いが、例年の更新台数は同規模か。</p> <p>参考見積書は何社から取るのか。</p>	<p>仕様を落とすことはない。</p> <p>長距離走行や装備資機材を登載することから、サスペンションやトランクの強化等を記載している。</p> <p>落札業者に限定されるような仕様ではない。 過去には別の業者が落札したこともある。</p> <p>棲み分けしていることはない。</p> <p>適正な納期と考えている。</p> <p>平成21年度は経済対策としての補正予算が認められたため、台数が多くなったもの。 更新台数は予算で定められるので、毎年異なる。</p> <p>入札参加意思のある業者から取っている。 無線警ら車については、入札に参加した1者から見積書を取っている。</p>
---	--

各委員には、事前に、公共調達の適正化についての取り組み、総務省における「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」による指摘事項を説明した。